

保護者様

大阪府和泉市府中町 6 丁目 2-38
和泉幼稚園園長 田所 貞文

学校伝染病に係る登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示して
いましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日以降の
登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となること
があります。

| クラス 年 齢 | 歳 | 氏名 | |
|------------|---|----|--|
|------------|---|----|--|

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 麻疹 (はしか) | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風疹 | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘 (みずぼうそう) | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症) |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど) |
| 6. 咽頭結膜熱 (プール熱) | 14. アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症) |
| 7. 結核 | 15. その他の伝染病 |
| 8. インフルエンザ | (病名:) |

- その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、
出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関:

診察医師: _____

【 医療機関へお願い 】

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子供が登園する
ときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております)